

令和7年度

いじめ防止基本方針

令和5年度：触法行為によるいじめに係る警察との連携について追記

令和6年度：今日的な不登校の課題を踏まえることについて追記

令和7年度：いじめの重大事態の調査に関するガイドラインについて追記

瀬戸内町立油井小中学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

学校生活においては、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を人間関係づくり等の取組によって育てることを大切にしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部は除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめに向き合う教職員の基本姿勢

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員は、「見つめる：M」「思いをめぐらす：o」「向き合う：m」のM o mの基本姿勢で子どもに深く寄り添うことが求められる。

また、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、ささいな子どもの変化に気付く力を高めるための各種研修会の機会を設けるなど、いじめ問題への認識を深めることが必要である。

(3) いじめの早期発見・認知

校内の教職員で構成された校内組織での調査や事実関係の把握に加え、事案によっては、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に基づいた外部専門家等を活用して、いじめの早期発見や認知などを行う。

(4) いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- いじめられた本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかやふざけ合いのように見える場合など
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・ 軽い言葉で相手を傷つけた加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再構築できた場合など

3 具体的ないじめの態様

- **冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる**
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」「殺す」などと存在を否定される。
- **仲間はずれ、集団による無視をされる**
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- **軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする**
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- **ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする**
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
 - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
- **金品をたかられる**
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。
- **金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする**
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- **嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする**
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- **パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる**
 - ・ SNS（LINE、フェイスブック、ツイッターなど）に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や見られたくない写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

4 いじめの未然防止

いじめはどの学級にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員で取り組む。また、今日的な不登校の現状を踏まえた対応にも留意する。

(1) 学校教育活動全体を通した豊かな心の育成

- 授業では、児童生徒の能力・個性や興味・関心等に応じた学習活動を推進し、「分かる・できる喜び」を味わわせる。
- 道徳科では、授業の充実を図り、社会性や規範意識などの豊かな心の醸成に努める。

- 全教育活動において、自他を大切にして、互いに高め合う人間関係づくりに取り組み、生命尊重の精神や自尊感情を高める人権教育の推進・充実を図る。
 - 学年・学級経営では、児童生徒と職員、児童生徒同士の信頼関係を確立させる。
 - 行事や児童会、生徒会活動等を通しては、学年・学校の集団への帰属意識・連帯感の高揚を図る。
- (2) 児童生徒や学級の状況の把握
- 児童生徒一人一人の個性や人間関係、家庭環境等の把握と指導助言
 - 授業中、休み時間、掃除、給食時間の言動の観察
- (3) 児童生徒のいじめ防止の主体的な取組
- 学級活動(話し合い活動)や児童生徒総会でのいじめ防止についての話し合いの場の設定
 - 取組期間中のポスター・標語の作成と掲示
 - 人権集会(人権教室・人権学習)における学級の実態に即した学習や活動の実施(全学級)
 - 情報交換を通して、職員間で各学級の現状と課題の共通理解を図り、組織的対応を検討(各月)
- (4) 地域との連携
- 三味線教室や油井の豊年踊りなど、地域の人材と一緒にを行う活動等における児童生徒の見守りの充実
 - 児童生徒に関する情報交換や情報提供を図る学校評議員会の充実

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにしていく。

そこで本校では、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めるために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くし、教職員相互(職員朝会や連絡会、学年部会、小中部会等)が児童生徒の情報について共有することができるようにしていく。また、次のような措置を全職員で共通実践し、必要に応じて関係機関と連絡を取り合えるようにしていく。

- アンケートの定期的な実施や「学校楽しいーとの活用」による情報の収集・共有
- 県教育委員会作成の「いじめ対策必携」の活用
- 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有
- スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
- 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施
- 児童生徒への日常的な声掛けや生活ノート、日記、観察等による心情把握
- 児童生徒・保護者から担任や職員への相談しやすい雰囲気づくりの醸成

早期発見のための6項目	担 当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導係 人権同和教育係	・いじめアンケート(5月・10月・2月) ・人権アンケート(各学期)
○ 県作成の「いじめ対策必携」の活用	生徒指導係	・校内研修での読み合わせと確認(学期初め、問題発生時)
○ 定期的な教育相談による児童生徒の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・全保護者対象の教育相談(夏季休業中を中心に、2学期) ・子どもへのアンケート(7月・12月)
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教頭	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配付と周知(4月・9月・随時)
○ 管理職をはじめ、全職	全職員	・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視

員による校内巡視等の実施		
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年担任	・学校便りや学級通信，P T Aの会合 ・学校評議員会

6 早期対応・対処

いじめの兆候を発見した時，問題を軽視することなく，迅速かつ的確に対応する。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先とし，情報を共有して組織的な対応をしていく。必要に応じて，町教育委員会へ報告し，指導・助言を受ける。

(1) いじめを受けた児童生徒への対応

- いじめを受けている児童生徒を守るとともに，心配や不安を取り除き，解決への希望や自分に対する自信をもたせる。
- 関係児童生徒だけでなく，周囲の児童生徒からも事情を聴き取り，全職員で情報の共有を図る。

(2) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童生徒から，十分に話を聴き，いじめの内容や関係する児童生徒の事実関係を明らかにする。

その上で，傷ついた相手の気持ちを理解させ，深い反省とともに再発防止に係る指導を確実に行う。さらに，組織的・継続的に見守り，指導を徹底する。

(3) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

- 話合いの機会を早急にもつ。
- 誠意ある対応に心がける。
- 学校が把握していることについて伝えとともに，家庭での様子についても話し合う。
- 必要に応じて家庭訪問を行うなど，解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

(4) いじめを行った児童の保護者への対応

- 学校で調べて明らかになった事実関係やいじめられている児童生徒，保護者の心情を正確に伝える。
- 学校としての指導方針を伝えとともに家庭での指導・見守りを依頼し，今後の取組について話し合う。

学校は，双方の保護者との連絡を密にし，誠意を尽くした対応を続けるとともに，保護者の心のケアを図るため，必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(5) いじめが解消された状態

いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし，いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

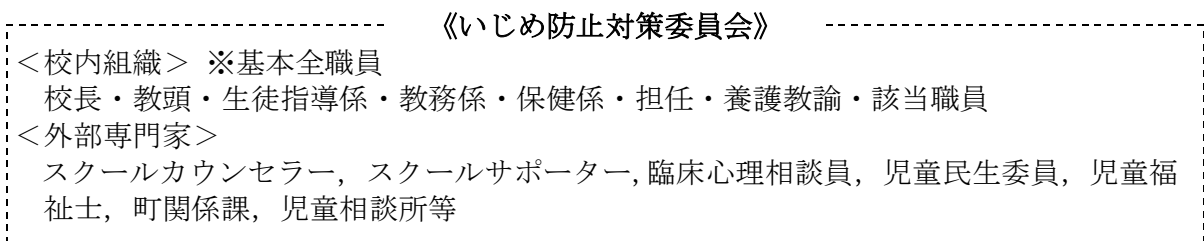
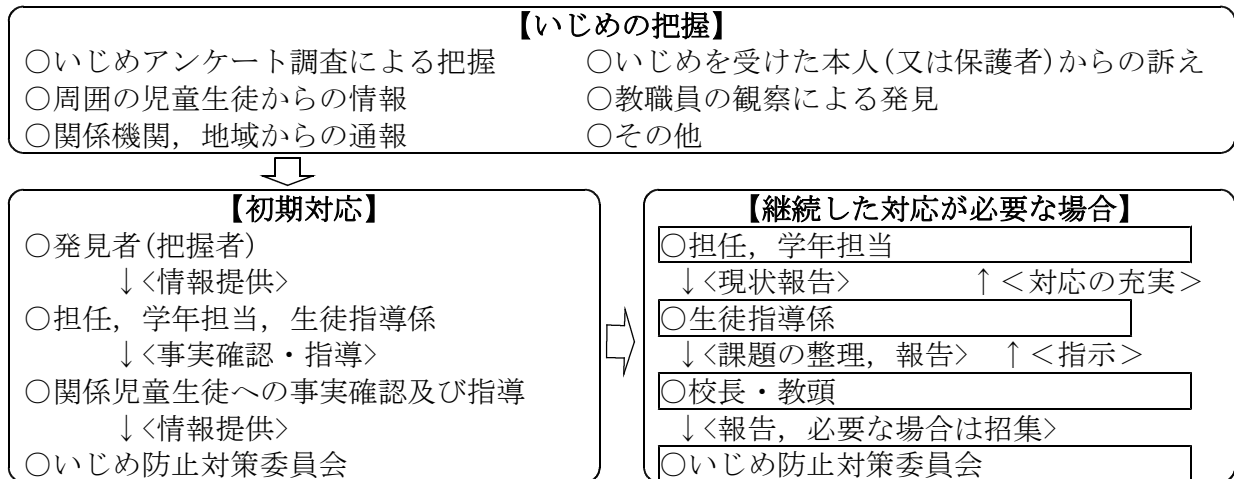
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

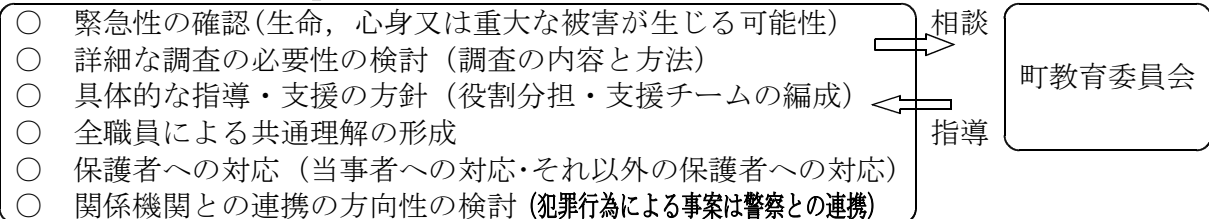
学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。

また，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ，他の事情も勘案して判断する。

[いじめ問題等への基本的な対応の流れ]



【町教育委員会への報告等】



[主な対応と留意点]

	いじめを受けた児童生徒 【担当】 ○学級担任 ○養護教諭 など	いじめを行った児童生徒 【担当】 ○学級担任 ○学年担当 ○生徒指導係等	周囲の児童生徒 【担当】 ○学級担任 ○学年担当 ○生徒指導係等
主 な 対 応	① いじめを受けた児童生徒を必ず守るという姿勢で、秘密を守ることを約束し、事実確認を丁寧に行う。 ② つらさ、悔しさ等を受け止め、本人の意思を確認しながら今後の対応を一緒に考える。 ③ 一人で悩まずに誰にでも相談をするよう支援体制を感じるができるようにする。 ④ よい点を励ますなど自信回復への積極的支	① いじめの行為に至った背景などを把握できるよう、思いを大切に聞き取りながら、事実確認を確実に行う。 ② 本人からの情報と周りの児童生徒からの情報も収集し、客観的事実を把握する。 ③ 集団によるいじめも視野に入れ、集団の力関係や一人一人の言動を分析し、当事者としての自覚や反省につながるようにする。 ④ 今後の対応についての説明を行い、いじめを受けた相手の心の傷の解消とともに、自分自身の心身のバランスが崩れないよう努めて	① いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、いじめは人の命に関わることで絶対に許されないことや解決に向けてどうしたらよいか考えさせる。 ② はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させ、知っている情報を出し合わせる。 ③ 自分たちの言動や生活の様子を深く見つめさせ、人を傷つける行為などが放置されていないか課題意識をもたせる。 ④ いじめを訴えることは

	援を行う。 ⑤ 自己肯定感を回復できるように、学級の集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。 ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情を継続して見守る。	いくことを伝える。場合によっては、警察等の協力や出席停止等の措置をとることも考えておく。 ⑤ 学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。 ⑥ いじめを行った児童生徒の家庭との連携を深め、再発防止に努める。 ⑦ いじめが解決したとみられる場合でも継続して十分な注意を払い、人間関係にアンテナを高くしておく。	チクリではなく、いじめをなくすための行為であることを伝え、再発防止、未然防止に努めるよう指導する。 ⑤ 集団の権力関係などに注視し、よりよい人間関係が構築された集団となるよう学級経営等の充実に努める。
留意点	○ いじめの様態によって、その深刻性を踏まえ、自宅まで送り届けるか、保護者の引き取りを依頼する。 ○ 家庭との連携には細心の配慮を行い心のケアを重視し、寄り添った関わりを行う。	○ 被害児童生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させる。 ○ いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。 ○ いじめの行為に至った背景を基に教育配慮とともに見守りを続ける。	○ 自分の問題としてとらえさせ、いじめにつながることは早めに先生や親、家族の人に知らせることを伝える。 ○ いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。
保護者への対応	○ いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等で直接事実関係を伝える。 ○ 学校の把握している事実や経緯を伝える。 ○ 今後の対応や指導方針について伝え、ＳＣなどの相談体制についても説明する。 ○ 保護者の気持ちを十分に尊重し、不安の軽減に努める。 ○ 家庭での児童生徒の様子に留意していただき、安心できる環境づくりを進めることを確認する。 ○ 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出にも対応する。	○ いじめられた児童生徒や保護者の気持ちに共感できるように、学校が把握している事実や経緯等を正確に伝える。 ○ 「いじめは決して許されない行為」という共通認識を基に、明らかになった事実からいじめる立場にいたことを受け止めることができるように丁寧に対応する。 ○ いじめを受けた側の心の傷に対し、保護者同士の支援と協力について理解を求める。 ○ いじめ 解決のために保護者同士が理解し合うように要請する。 ○ 児童生徒のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。	○ 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級ＰＴＡ等で事実経過や児童生徒の様子について説明する。 ○ 学級の児童生徒の様子を積極的に伝え、安心できる状況を早めに整えていく。

【いじめの解消】

- いじめの行為が少なくとも３か月間経過した状態を確認（客観的な事実に基づいて）
- 更に長期の期間が必要な場合、学校、または、いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定
- 当該いじめの被害及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を 継続

【再発防止に向けた取組】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ○事実関係の整理，指導方針の再確認 | ○児童生徒理解の情報の共有 |
| ○生徒指導・教育相談体制の検討 | ○必要に応じ，保護者会の実施 |
| ○必要に応じ，外部専門家の派遣要請 | ○関係機関・地域との連携強化 |
| ○学年・学級経営の見直し(信頼関係の構築) | ○定期的な面談(保護者・児童生徒) |

7 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○基本方針確認 ○職員研修(児童生徒理解)	○学級開き ○家庭訪問 ○「いじめ問題を考える週間」 ○スクールカウンセラーの周知	○身体計測	○授業参観 ○学級PTA ○PTA総会
5月	○委員会開催		○いじめアンケートの実施	
6月		○不登校を考える週間 ○情報モラル指導 ○保健指導(いのちの授業)	○学校楽しいーとの実施，分析	○校外生活指導連絡会
7月 8月	○委員会開催	○人権作文・ポスターへの取組 ○教育相談(全保護者対象)		○第1回学校評議員会 ○学級PTA ○教育相談 ○学校保健委員会
9月		○「いじめ問題を考える週間」 ○みんなでつくる運動会 ○スクールカウンセラーの周知	○身体計測	
10月	○委員会開催		○教育相談 ○いじめアンケートの実施	
11月		○人権アンケートの実施		○県民週間 ○学級PTA ○学習発表会
12月	○委員会開催	○人権週間の取組		○第2回学校評議員会
1月		○「いじめ問題を考える週間」		
2月	○事例研修会		○いじめアンケートの実施	○第3回学校評議員会 ○学級PTA ○学校保健委員会
3月	○委員会開催	○卒業生を送る会 ○お別れ遠足		
通 年	○校内外のいじめに関する情報収集 ○対応策検討 ○委員会開催(随時)	○職員朝会後の情報交換 ○「道徳の時間」の指導の充実と事後指導 ○日常観察 ○情報モラルの指導 ○集会での講話	○毎日の健康観察 ○チャンス相談 ○家庭訪問(随時)	○学級PTA ○あいさつ運動 ○校区子ども会・学校評議員・民生委員・S G Rとの連携

4 いじめの重大事態への対処

※ 平成29年「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び令和6年8月改定の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえる。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

【改定箇所は以下のとおり】

- 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】
- 学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】
- 児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

- 第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】
- (加害児童生徒を含む)児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】
- 重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

(1) 重大事態の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項 第1号に係る事態)

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患が発症した場合

※「重大な被害」とは、児童生徒の心情を踏まえて、判断していく必要がある。

※児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、学校から町教育委員会に報告・相談し対応する。

- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(法第28条第1項 第2号に係る事態)

※ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に着手。

- 法第23条第6項に基づくいじめの措置

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

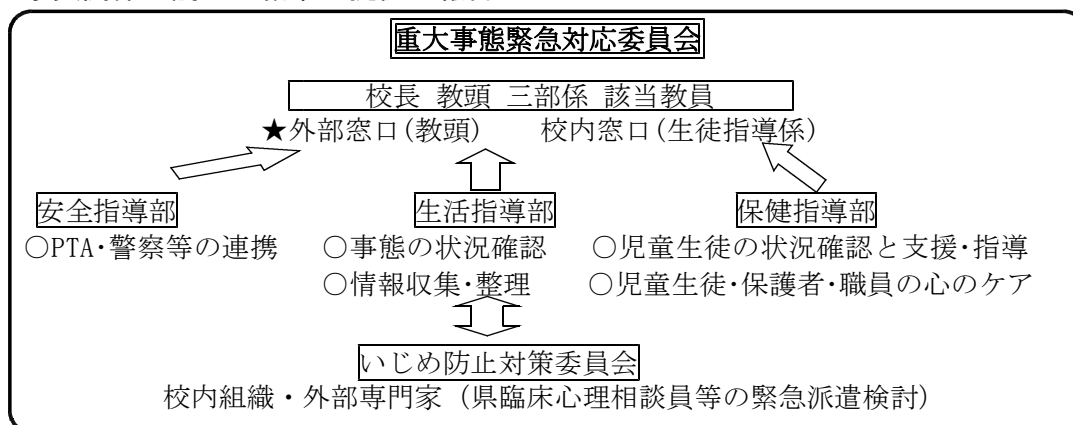
いじめが犯罪行為(触法行為)として取り扱われるべきと認められる事案等に対しては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

※ 保護者への周知も図っておくこと

(2) 重大事態への緊急対応

- 重大事態を認知した場合は、学校は、町教育委員会へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童生徒の状況確認と支援・指導、児童生徒・保護者・教職員の心のケア
 - ・ PTA・警察・民生委員などとの連携
 - ・ 町教育委員会からの指導・支援
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラー等の緊急派遣要請

(3) 事実関係の調査と結果の提供・報告



因果関係の特定を急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を次のことに留意して のことについて速やかに調査を行う。

- いつ(いつ頃から) ○どこで ○誰が ○何を、どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライバシーに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童生徒の学校復帰を最優先とした調査
 - ・ 情報を提供してくれた児童生徒等の安全確保
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童生徒が入院又は意識不明等の症状や死亡した場合)、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

ア いじめられた児童生徒及びその保護者に対して

- 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

イ 調査対象の児童生徒及びその保護者に対して

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を説明する。また、学校は町教育委員会に報告する。

(4) その他留意事項

- 報道取材等への対応は、プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、町教育委員会の指導を受けながら対応する。

(5) 関係機関

関 係 機 関	電話番号
瀬戸内町教育委員会総務課	0997-72-0113
県警察本部 (少年サポートセンター)	099-232-7869
瀬戸内警察署 生活安全刑事課	0997-72-0110
県総合教育センター教育相談課	099-294-2200
大島児童相談所(面談は要予約)	0997-53-6070
県こども総合療育センター(面談は要予約)	099-265-2400
瀬戸内町町民生活課 児童母子係	0997-72-1060
瀬戸内町保健福祉課 保健予防係	0997-72-1068

(6) 相談窓口

相 談 窓 口	電話番号
県教育委員会 かごしま教育ホットライン24	全国統一ダイヤル 0570-0-78310 フリーダイヤル 0120-783-574
県総合教育センター来所相談	教育相談課 099-294-2200 特別支援教育研修課099-294-2820
鹿児島地方法務局 人権擁護課	子どもの人権110番 0120-007-110
鹿児島地方法務局 奄美支局	0997-52-0376
大島児童相談所(面談は要予約)	0997-53-6070
県こども総合療育センター(面談は要予約)	099-265-2400
瀬戸内町町民生活課 児童母子係	0997-72-1060
瀬戸内町保健福祉課 保健予防係	0997-72-1068

9 その他

- 学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページで公表し、児童生徒一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

いじめられている子どもの出すサイン

「いじめ対策必携より」

生活場面等		観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	気になる子ども
学 校 生 活	朝の会	☐ 遅刻，欠席が増える。 ☐ 出席確認の際，声が小さい。 ☐ 表情がさえず，うつむきかげん。	
	授業の開始時	☐ 涙を流した気配が感じられる。 ☐ 一人だけ遅れて教室に入る。 ☐ 忘れ物が多くなる。 ☐ 用具，机，椅子などが散乱している。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 席を替えられている。	
	授業中	☐ 筆圧が弱くなる。 ☐ 頭痛，腹痛などを訴え，保健室によく行くようになる。 ☐ ひどいアダ名で呼ばれる。 ☐ いじりやからかいを受けている。 ☐ 正しい答えを冷やかされる。 ☐ 不まじめな態度で授業を受ける。(※) ☐ ふざけた質問をする。(※) ☐ グループ分けで孤立しがちである。 ☐ テストを白紙で出す。(※)	
	休み時間	☐ 一人でいることが多い。 ☐ わけもなく階段や廊下等を歩いている。 ☐ 用もないのに職員室等に来る。 ☐ 仲良しでない者とトイレに行く。(※) ☐ 遊びの中でいつも同じ役をしている。 ☐ 集中してボールを当てられる。 ☐ 遊びやゲームで負けることが多い。	
	給食時	☐ グループ分けで孤立しがちである。 ☐ 好きな物を級友に譲る。(※) ☐ 好きな物を譲らされる。 ☐ その子どもが配膳すると嫌がられる。	
	清掃時	☐ 目の前にゴミを捨てられる。 ☐ 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) ☐ さぼることが多くなる。(※)	
	放課後	☐ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 ☐ 顔にすり傷や鼻血の跡がある。 ☐ 用事がないのに残っている日がある。 ☐ 他の子の荷物を持って帰る。(※) ☐ 部活動（少年団活動）に参加しなくなる。 ☐ 急いで一人で帰宅する。(※)	
	その他	☐ 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり，やぶられたりしている。 ☐ 刃物など，危険な物を所持する。 ☐ 靴，傘など持ち物を隠される。 ☐ うつむきがちな視線を合わさない。 ☐ 寂しそうな暗い表情をする。 ☐ 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。 ☐ 日記，作文，絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 ☐ 教材費，写真代などの提出が遅れる。 ☐ 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) ☐ 校則違反，万引などの問題行動が目立つようになる。(※) ☐ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。	

いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント

「いじめ対策必携より」

生活場面等		観察の視点 (特に、変化が見られる点)	気になること
家庭生活	○表情・体調は？	☐ 表情が暗くなり、何か考え事をしている。 ☐ 落ち着きがなくなり、おどおどする。 ☐ よくため息をつく。突然、涙を流す。 ☐ 理由をはっきり言わないアザ・傷がある。 ☐ 食欲がなく、元気がない。	
	○友達は？	☐ 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。 ☐ 友達関係が変化している。 ☐ 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。	
	○言動は？	☐ 携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。 ☐ 急に無口になったり、「死にたい。」ともらしたりする。 ☐ 学習意欲をなくし、勉強が手につかない。 ☐ 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。 ☐ 「転校したい」等と言い出す。 ☐ 家庭から品物やお金を無断で持ち出す。 ☐ 言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。	
	○お金・持ち物・服装は？	☐ 買った覚えのないものを持っている。 ☐ 与えた以上のお金を持っている。 ☐ 帰宅したとき、衣服の汚れや破れがある。 ☐ 教科書やノートに落書きされたり、破られたりしている。 ☐ お金の使い方が荒くなり、使いみちを言わない。 ☐ 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたりする。	
	○その他	☐ 必ずフィルタリングを設定する。 ☐ 時々、子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど使い方を見守る。 ☐ 使ってもよい時間やサイトなどの家庭内のルールを決める。	